

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 蓮澤 浩明
(公印省略)

令和5年度「施設基準定例報告等説明会」について (資料送付)

時下 ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、本会では会員病院を対象に、施設基準についての理解を深め、適正な定例報告を行っていただくことを目的として、標記説明会を開催しておりますが、本年度も、昨年度に引き続き、九州厚生局より施設基準の届出の確認についての資料(別紙1)をご提供いただき、**資料送付をもって開催**に代えさせていただくことといたしました。

定例報告につきましては、令和4年3月4日付け保医発0304第2号「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」及び令和4年3月4日付け保医発0304第3号「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」により、「届出を行った保険医療機関は、毎年7月1日現在で施設基準の適合性を確認し、その結果について報告を行うものであること。」と定められております。

報告書の提出は、郵送のみでの受付であり(FAXは不可)、提出期限は全医療機関**8月1日(火)必着**とされておりますので、保険医療機関の施設基準の届出状況に応じて、必要な報告様式等をご提出いただきますようお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) お知らせのはがき(別紙2)が7月3日に県内全医療機関宛に送付され、報告様式等については九州厚生局ホームページ(<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/>)に掲載されておりますのでご確認をお願いいたします。
- 2) 報告様式は、総括表(別添1)と併せてご提出いただきますようお願いいたします。
- 3) 当局ホームページに掲載されている「**令和5年度 定例報告に係る FAQ (医科)**」(PDF)等もご確認ください。
- 4) 本件につきましては、本会ホームページ会員専用「医療保険(労災・自賠医療を含む)>適時調査(施設基準)関連」(https://www.fukuoka.med.or.jp/members/iryo_hoken/s_hisetsu_ki_jun_todoke.html)に掲載いたします。

【参考資料】

・入院基本料等における看護の基準等について(病院)(九州厚生局 指導監査課)

こちらに他病棟兼務の
勤務実績表記載あり

入院基本料等における 看護の基準等について (病院)

九州厚生局 指導監査課

関連頁のみ抜粋
赤枠で該当箇所
記しています

勤務実績表(様式9)

※施設基準通知より

種別 ※1	番号	病棟名	氏名	雇用・勤務形態 ※2	看護補助者の業務 ※3	夜勤の有無		日付別の勤務時間数 ※6					月延べ勤務時間数	(再掲)月平均夜勤時間数の計算に含まない者の夜勤時間数 ※7
						(該当する一つに○) ※4	夜勤従事者数 ※5	1日曜	2日曜	3日曜	...	日曜		
看護師	1			常勤・短時間・非常勤・兼務	有・無・夜専									
看護師	2			常勤・短時間・非常勤・兼務	有・無・夜専									
看護師	3			常勤・短時間・非常勤・兼務	有・無・夜専									
看護師	4			常勤・短時間・非常勤・兼務	有・無・夜専									
准看護師	5			常勤・短時間・非常勤・兼務	有・無・夜専									
准看護師	6			常勤・短時間・非常勤・兼務	有・無・夜専									

〔記載上の注意〕

※1 看護師及び准看護師と看護補助者を別に記載すること。なお、保健師及び助産師は、看護師の欄に記載すること。看護部長等、専ら病院全体の看護管理に従事する者及び外来勤務、手術室勤務、中央材料室勤務、当該保険医療機関附属の看護師養成所等、病棟以外のみに従事する者については、記載しないこと。

※2 短時間正職員の場合は雇用・勤務形態の「短時間」に、病棟と病棟以外(外来等)に従事する場合又は病棟の業務と「専任」の要件に係る業務に従事する場合は、雇用・勤務形態の「兼務」に○を記入すること。

※3 看護補助者について、延べ勤務時間のうち院内規定で定めた事務的業務を行った時間が占める割合が5割以上の者は「事務的業務」に○を記入すること。

※4 夜勤専従者は「夜専」に○を記入すること。月当たりの夜勤時間が、急性期一般入院基本料、7対1及び10対1入院基本料を算定する病棟においては16時間未満の者(短時間正職員においては12時間未満の者)、急性期一般入院基本料、7対1及び10対1入院基本料を算定する病棟以外においては8時間未満の者は無に○を記入すること。

※5 夜勤有に該当する者について、夜勤を含めた交代制勤務を行う者(夜勤専従者は含まない)は1を記入すること。ただし、夜勤時間帯に病棟と病棟以外に従事する場合は、1か月間の夜勤時間帯に病棟で勤務した時間を、1か月間の延べ夜勤時間(病棟と病棟以外の勤務時間を含む)で除して得た数を記入すること。
看護職員と看護補助者の勤務実績表をわけて作成しても差し支えない。

※6 上段は日勤時間帯、中段は夜勤時間帯において当該病棟で勤務した時間数、下段は夜勤時間帯において当該病棟以外で勤務した時間も含む総夜勤時間数をそれぞれ記入すること。

※7 次の①から③の者の夜勤時間数を記入すること。

①夜勤専従者、②急性期一般入院基本料、7対1及び10対1入院基本料を算定する病棟においては月当たりの夜勤時間が16時間未満の者(短時間正職員においては12時間未満の者)、③急性期一般入院基本料、7対1及び10対1入院基本料を算定する病棟以外の病棟においては月当たりの夜勤時間が8時間未満の者

4-(1) 様式9の計上例

(夜勤時間帯16:30~8:30)

※申し送りに要した時間は、申し送った看護職員の夜勤時間から除いて差し支えない

	16:30	0:00	8:30	(申し送り:なし・あり)	
日勤	17:00 →			8 0.5 0.5	L 0 0
	日勤L 0.5h申し送り(あり)				
夜勤	7.5h	8.5h	9:00 →	0 7.5 7.5	深 0 8.5 8.5
	深夜 0.5h申し送り(あり)				
早出			7:00 		7 1.5 1.5
			15:30 		
遅出		19:00 			6 2.5 2.5
			10:30 		
午前					4 0 0
			12:30 		
午後	17:00 →				3.5 0.5 0.5
			13:00 		

